

# 広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和4年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月1日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

## 1. 経緯

令和4年3月1日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月1日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ（資料3-1及び3-2）。なお、本件は、4月1日付けで強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「強靱化法」という。）が施行されたことに伴う変更を含むものであるため、法の施行を待って経済産業大臣から意見の求めがなされた。

## 2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

- (1) 再生可能エネルギー電気特措法に基づき広域機関が行う、交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
  - ・強靱化法の施行に伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）が改正された。この改正により、現行のFIT制度に加え、FIP制度、廃棄等費用の積立制度、系統設置交付金制度等が新たに創設され、これに関連する交付金交付、納付金徴収、解体等積立金管理、入札等の業務が新たに発生することとなった。これらの業務については、広域機関が一括して行うこととされた。
  - ・これに対応するため、本業務の実施に関するルールの整備を行うもの。
- (2) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う変更
  - ・強靱化法の施行に伴い新たに電気事業法に位置付けられる配電事業者・特定卸供給事業者についても、一般送配電事業者などと同様に広域機関が供給計画の取りまとめ等を行うため、必要な改正を行うもの。
- (3) 供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報の共有に伴う変更
  - ・発電側課金の導入が検討されているところ、仮に発電側課金が導入された場合には、一般送配電事業者が発電側課金の対象原価の算出や課金単価の設定にあたっ

39 て、供給計画に記載された国内発電所の kW や各エリアの発電 kWh 等の情報を用い  
40 ることが電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合（令和 3 年 1 0 月）にお  
41 いて整理されたことから、託送料金原価の算定という目的のため、供給計画の情  
42 報を広域機関から一般送配電事業者に共有するためのルールを整備するもの。

43  
44 (4) 新インバランス料金制度の開始に伴う、一般送配電事業者によるインバランス量  
45 の提出と広域機関の集計業務の削除

46 ・2021 年度までのインバランス料金制度では、卸電力取引価格に連動しつつ、系統  
47 全体の需給状況に応じた調整項  $\alpha$  等を設けた算定式により計算される仕組みとな  
48 っていた。この調整項  $\alpha$  は、一般送配電事業者が各供給区域のインバランス量を  
49 算定し広域機関に提出、広域機関が全国のインバランス量を集計した上で、JEPX  
50 が算出することとなっていた。

51 ・2022 年度から導入された新インバランス料金制度では、調整項  $\alpha$  を用いた算定式  
52 がなくなり、その算定に必要であった上記手続きも不要となるため、当該規定を  
53 削除するもの。

### 54 55 3. 認可申請に係る意見

56 変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会  
57 として、資料 3-3 及び 3-4 のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答す  
58 ることとしたい。

59 〔参考1〕 手続きの流れ

60 広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の4第3項に基づき、  
61 経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程  
62 の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会  
63 の意見を聴取する。

64 また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の4第1項  
65 に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程  
66 の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法  
67 第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

68

69 〔参考2〕 関連条文

70 ■ 電気事業法

71 (業務規程)

72 第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経  
73 済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

74 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指  
75 示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の  
76 実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

77 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければ  
78 ならない。

79

80 (送配電等業務指針の認可)

81 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を  
82 生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、  
83 同様とする。

84 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適  
85 合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

86 一 内容が法令に違反しないこと。

87 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。

88 三 不当に差別的でないこと。

89 3～4 (略)

90

91 (委員会の意見の聴取)

92 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴  
93 かななければならない。

94 一～四 (略)

95 五 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十  
96 二の十三において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(第二十七条の十二及び第二

97 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項た  
98 だし書、第二十二條の二第一項ただし書(第二十七條の十二の十三において準用する場  
99 合を含む。)、第二十七條の十一の二第一項ただし書、第二十八條の十四第一項、第二十  
100 八條の四十一第三項、第二十八條の四十六第一項、第二十八條の四十九、第二十八條の  
101 五十二第一項若しくは第六項、第九十九條第一項又は第九十九條の七第一項の認可をし  
102 ようとするとき。

103 六～十六 (略)

104 2 (略)

105 ■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

106 第1 審査基準

107 (1)～(48) 略

108 (49) 第28條の4 1 第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可  
109 第28條の4 1 第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る  
110 審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業  
111 務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28條の15の規定による広域的運営推  
112 進機関の設立の認可の基準について」(別添2)の該当部分に適合することとする。

113 (50) 第28條の4 6 第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可  
114 及び変更の認可

115 第28條の4 6 第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び  
116 変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこ  
117 と、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28條の4 6 第1項の規  
118 定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添3)に適合することとする。

119

120 ■ 「別添2 電気事業法第28條の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基  
121 準について」より抜粋

122 【(1) 再生可能エネルギー電気特措法に基づき広域機関が行う、交付金の交付、納付金の  
123 徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更関係】

124 (10) 第28條の4 0 第1項第8号の2に掲げる業務に関する事項として、少なくとも  
125 次に掲げる事項が記載されていること。

126 ① 再生可能エネルギー電気特措法第2條の2 第3項及び第7項並びに第2條の5 第  
127 1項及び第2項に規定する供給促進交付金に係る事項

128 ② 再生可能エネルギー電気特措法第15條の2 第1項及び第2項並びに第15條の  
129 4 第1項及び第2項に規定する調整交付金に係る事項

130 ③ 再生可能エネルギー電気特措法第28條第2項及び第30條に規定する系統設置  
131 交付金に係る事項

132 ④ 再生可能エネルギー電気特措法第31條第1項及び第33條第1項及び第2項に  
133 規定する納付金に係る事項

134 ⑤ 再生可能エネルギー電気特措法第38條第1項及び第39條第1項及び第2項に

- 135 規定する納付金に係る事項
- 136 ⑥ 再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する徴収等業務規程に係る
- 137 事項
- 138 ⑦ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく
- 139 入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第7条並びに再生可
- 140 能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業
- 141 省令第46号）第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備
- 142 え付け、これを保存するものとする旨
- 143 ⑧ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する納付金徴
- 144 収等業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- 145 (11) 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務に関する事項として、少なくとも
- 146 次に掲げる事項が記載されていること。
- 147 ① 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管理業務に係る
- 148 事項
- 149 ② 再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項に規定する積立金管理業務
- 150 規程に係る事項
- 151 ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく
- 152 入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関
- 153 する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した
- 154 帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
- 155 ④ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管
- 156 理業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- 157 (14) 推進機関が第28条の40第2項第2号に掲げる業務を行う場合にあつては、同
- 158 業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- 159 ① 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項に規定する入札業務を行う旨
- 160 ② 再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項に規定する入札業務規程に係る
- 161 事項
- 162 ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく
- 163 入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関
- 164 する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した
- 165 帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
- 166 ④ 推進機関は、入札業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱
- 167 う旨
- 168
- 169 【(2) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う変更関係】
- 170 (1) 第28条の40第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲
- 171 げる事項が記載されていること。
- 172 ② 推進機関は、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気

173 の需給の見通し並びに我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、  
174 常時、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の  
175 状況、調整力の確保の状況並びに我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨  
176 (4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲  
177 げる事項が記載されていること。

178 ③ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具  
179 申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じ  
180 て、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、地域間連系線等の整  
181 備計画等への適合性を確認する旨。

182 (6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲  
183 げる事項が記載されていること。

184 ① 容量市場の運営に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

185 二 推進機関は、参加登録の受付、入札募集要綱の策定、約定処理、入札後の契約締  
186 結、落札者の契約履行状況の評価、決済、又は契約に基づく違約金の請求若しくは  
187 重大な違反行為を行った電気供給事業者に対する容量市場への参入規制（以下「ペ  
188 ナルティ」という。）その他容量市場の運営に必要な業務を行う旨

189 ② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

190 ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない  
191 旨

192 (i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認め  
193 た場合

194 (a) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中  
195 で行う供給信頼度評価業務、容量市場の入札の結果等を通じて、電源入札等の  
196 検討の必要性が認められる場合

197 (9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲  
198 げる事項が記載されていること。

199 ⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

200 イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キ  
201 ロワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、  
202 一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による  
203 接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備の設置に  
204 伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015  
205 資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検  
206 討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

207 ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.(1)から(5)ま  
208 での内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は  
209 配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

210 ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレ

211 ーションを行うための分析ツールを具備する旨  
212 ニ 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者に対して申込みがあったものを  
213 含め、定期的にシステムアクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨  
214 ホ 推進機関は、推進機関がシステムアクセスを受け付けた案件、別添3の2.(4)  
215 ②及び⑤、(5)②及び⑥並びに(6)②及び⑥の案件並びに(10)により提出  
216 を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨  
217 へ 推進機関は、システム連系希望者がその発電用電気工作物を電力システムに接続する  
218 際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該システム連系希望者  
219 に対して、①一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複  
220 数のシステム連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があること又は②  
221 推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があることを説明しなけ  
222 ればならない旨  
223 ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数のシステム連系希望者による設備増  
224 強を行うことが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対  
225 し、近隣の電源接続案件の募集手続の開始を要請する旨  
226 チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指  
227 定する旨  
228 リ 推進機関は、近隣の電源接続案件の募集手続の実施に当たって必要となる事項  
229 について定める旨  
230 ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進  
231 に関する法律(平成30年法律第89号)第8条第1項の規定による指定に関する  
232 国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事  
233 業者又は配電事業者へ通知又は依頼する旨  
234 ル 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場  
235 合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨  
236

237 【(3) 供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定  
238 に必要となる情報の共有に伴う変更関係】

239 (4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲  
240 げる事項が記載されていること。

241 ⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一  
242 般送配電事業者又は配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必  
243 要な情報を、一般送配電事業者又は配電事業者に対して共有しなければならない旨  
244

245 【(4) 新インバランス料金制度の開始に伴う、一般送配電事業者によるインバランス量の  
246 提出と広域機関の集計業務の削除関係】

247 ○旧認可基準別添2(令和4年4月1日改正前のもの)

248 (9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲

249 げる事項が記載されていること。

250 ⑩ 推進機関は、一般送配電事業者から全国のインバランス量を集計し、集計結果を卸  
251 電力取引所に通知する旨

252

253 ■「別添3 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準  
254 について」より抜粋

255 【(1) 再生可能エネルギー電気特措法に基づき広域機関が行う、交付金の交付、納付金の  
256 徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更関係】

257 1. 法第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載され  
258 ていること。

259 (9) 広域系統整備計画の実施主体は、系統設置交付金の算定に資するため再生可能エネ  
260 ルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再  
261 生可能エネルギー電気特措法」という。）第28条第3項の系統電気工作物の設置及び  
262 維持に要する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨

263

264 【(2) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う変更関係】

265 2. 法第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載され  
266 ていること

267 (1) 一般送配電事業者が、発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し及び運用す  
268 る電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに  
269 当たる標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他の系統アクセス  
270 に係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回  
271 答に係る業務改善の方法

272 (※)

273 事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスで  
274 はない。）

275 接続検討：系統アクセスの可否に係る検討

276 契約申込み：系統アクセスの申込み

277 (2) 一般送配電事業者は、系統アクセスに係る情報の提示、事前相談、接続検討、契約  
278 申込み等を受け付ける窓口を各社ホームページにおいて明示的に示さなければなら  
279 ない旨

280 (3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」と  
281 いう。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応  
282 ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

283 ① 「系統情報の公表の考え方」（2015資電部第17号。以下「系統情報ガイド  
284 ライン」という。）に基づき、系統情報の提示を行う。

285 ② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電希望地点、当該希望地点  
286 の発電設備を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置、当該希望

287 地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者  
288 の求めに応じ説明を行う。

289 ③ 系統連系希望者が求める系統情報の提示の要請に応じることができない場合は、  
290 系統連系希望者に対し、その理由及び閲覧可能な情報を提示する。

291 (4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければな  
292 らない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

293 ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者  
294 に対して、通知しなければならない旨

295 ② 当該案件が、一定規模（別添2の2.(9)⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並  
296 びに(5)、(6)及び(8)において同じ。）以上の発電用の電気工作物に係る案  
297 件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予  
298 定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

299 ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなけ  
300 ればならない旨

301 ④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速  
302 やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知する  
303 とともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該  
304 案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報  
305 告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

306 ⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連  
307 系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告  
308 しなければならない旨

309 (5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければな  
310 らない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、

311 ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に  
312 対して、通知しなければならない旨

313 ② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、接続  
314 検討を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなけれ  
315 ばならない旨

316 ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなけ  
317 ればならない旨

318 ④ 系統連系希望者が希望した受電電力に対する連系ができなかった場合や、運用上  
319 の制約が生ずる場合にあつては、上記③の事項に加え、以下の事項について回答書  
320 において明示しなければならない旨

321 イ 地内基幹送電線の送変電設備が制約となる場合には、推進機関における計画策  
322 定プロセスの手法があること。

323 ロ 送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合には、一般送配電事業者  
324 が、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の系統連系希望者による増強を実

- 325 現する手法があること。
- 326 ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速  
327 やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知する  
328 とともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該  
329 案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報  
330 告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
- 331 ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連  
332 系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告  
333 しなければならない旨
- 334 (6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込みに係る標準処理期間を定めなければ  
335 ならない旨及び系統連系希望者より、契約申込みを受け付けた場合には、
- 336 ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に  
337 対して、通知しなければならない旨
- 338 ② 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、受付後  
339 速やかに、契約申込みを受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対  
340 して報告しなければならない旨
- 341 ③ 接続検討結果に基づき、系統連系工事設計を行い、契約申込みに対する回答を書  
342 面にて回答しなければならない旨
- 343 ④ 上記③の回答が、接続検討結果と異なる場合には、その旨及び異なることとなっ  
344 た理由を、系統連系希望者に対して、説明しなければならない旨
- 345 ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速  
346 やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知する  
347 とともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該  
348 案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報  
349 告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
- 350 ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連  
351 系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告  
352 しなければならない旨
- 353 (7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費  
354 負担金概算の算定に当たっては、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の  
355 費用負担等の在り方に関する指針」(2015資電部第16号)に基づき、検討を行う  
356 旨
- 357 (8) 一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討を希望する者(旧一般電  
358 気事業者の発電部門であった発電事業者を除く。)は、一般送配電事業者又は推進機関  
359 に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる旨並びに旧一般電気事  
360 業者の発電部門であった発電事業者は、一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談  
361 又は接続検討の申込みを希望する場合には、推進機関に対して申込みを行わなけれ  
362 ばならない旨

- 363 (9) 一般送配電事業者は、推進機関から事前相談又は接続検討の依頼を受けた場合であ  
364 って、推進機関が指定する期間内に回答ができない場合には、推進機関に対し、その  
365 理由を、書面にて提出しなければならない旨
- 366 (10) 一般送配電事業者は、審議会等を踏まえ、一定の電源に係る系統アクセスの案件  
367 について、定期的に、少なくとも、事前相談、接続検討及び契約申込みに係る電圧階  
368 級別の受付日及び回答日を推進機関に提出しなければならない旨
- 369 (11) 一般送配電事業者は、接続検討の回答をしようとする場合であって、①送変電設  
370 備の増強が必要になることが見込まれ、かつ、②地域間連系線等の増強が必要とな  
371 り、近隣の電源接続案件の募集手続の対象となり得る場合には、速やかに、推進機関  
372 に報告しなければならない旨
- 373 (12) 一般送配電事業者は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近  
374 隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨及びその標準処理期間を定め  
375 る旨
- 376 ① 募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、公平性及  
377 び透明性が確保された方式により募集する方法
- 378 ② 応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画に  
379 ついて、2.(5)に準じて回答を行う方法
- 380 (13) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電用の電気工作物の廃止を決定  
381 した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け  
382 出る旨
- 383 (14) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(1  
384 6資電部第114号)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電設備  
385 及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨
- 386 (15) 一般送配電事業者は、電源廃止等により一定規模以上の連系可能量が増加する場  
387 合の取扱いについて定める旨
- 388 (16) 一般送配電事業者が、別添2の2.(9)㉗の通知又は依頼を受けた場合に行う  
389 暫定的な容量確保及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続
- 390 (17)(1)から(16)までのほか、審議会等を踏まえ、法第28条の45第2号に規  
391 定する事項について指針とすべき事項
- 392
- 393 4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2.に準じた内容が記載されていること  
394
- 395 【(4) 新インバランス料金制度の開始に伴う、一般送配電事業者によるインバランス量の  
396 提出と広域機関の集計業務の削除関係】
- 397 ○旧認可基準別添3(令和4年4月1日改正前のもの)
- 398 (3) 一般送配電事業者は、供給区域のインバランス量を推進機関に提出しなければなら  
399 ない旨

経済産業省

20220301資第10号  
令和4年4月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和4年3月1日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進

理事長 大山

住所 東京都港区芝浦一丁目15番

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容  
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日  
令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由  
電気事業法等の改正に対応するため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要  
別紙2のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p data-bbox="801 188 1093 245">平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日変更</p> <p data-bbox="456 560 748 632">業務規程</p> <p data-bbox="383 1083 819 1123">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="1816 188 2107 245">平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日変更</p> <p data-bbox="1467 560 1758 632">業務規程</p> <p data-bbox="1393 1083 1830 1123">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  <u>令和 年 月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項の規定により、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>十九～二十四 (略)</p> <p>二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者を除く。）をいう。</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）</u>」をいう。 (新設)</p> <p><u>二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。</u></p> <p><u>二十九・三十 (略)</u></p> <p><u>三十一 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。</u></p> <p><u>三十二 「発電契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。</u></p> <p><u>三十三 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員が、法第26条第1項の規定により、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十五 「長周期広域周波数調整」とは、<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>十九～二十四 (略)</p> <p>二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>を除く。）をいう。</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）</u>」をいう。</p> <p><u>二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。第29号において同じ。）をいう。</u></p> <p><u>二十九 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第3条第1項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。</u></p> <p><u>三十・三十一 (略)</u></p> <p><u>三十二 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業<u>又は配電事業</u>の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。</u></p> <p><u>三十三 「発電契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業<u>又は配電事業</u>の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。</u></p> <p><u>三十四 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>三十四～四十二 (略)</p> <p>四十三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品を用いる。</p> <p>四十四 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場を用いる。</p>	<p>三十五～四十三 (略)</p> <p>四十四 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域間の約定価格の差を精算する商品を用いる。</p> <p>四十五 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員が必要とする調整力を取引する市場を用いる。</p>
<p>(需要想定要領の策定)</p> <p>第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>(需要想定要領の策定)</p> <p>第19条 本機関は、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>(需要想定及び需要想定要領の検証)</p> <p>第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法</p> <p>四 (略)</p>	<p>(需要想定及び需要想定要領の検証)</p> <p>第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員の行った検証の考え方及び検証方法</p> <p>四 (略)</p>
<p>(全国の需要想定)の策定)</p> <p>第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定の提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。</p>	<p>(全国の需要想定)の策定)</p> <p>第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定の提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定</u>を策定する。</p> <p>5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要想定</u>を公表する。</p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全国及び<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要</u>に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一 各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し</p> <p>二 各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</p> <p>三 (略)</p> <p>2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一 <u>各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の供給力について</u>、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し</p> <p>二 <u>各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給バランス評価の結果</u>、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</p> <p>三 (略)</p> <p>2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果</u>を公表する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</u></p> <p>一 <u>最大電力供給計画表</u></p> <p>二 <u>電力量供給計画表</u></p> <p>三 <u>電気の取引に関する計画書</u></p> <p>四 <u>発電所の開発等についての計画書</u></p>
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力(以下「必要供給力」という。)を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者(以下「容量提供事業者」という。)を募集するため、次の各号に掲げる入札(以下総称して「容量オークション」という。)を実施する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等(法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。)を除く全国、並びに<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して</u>、必要となる供給力(以下「必要供給力」という。)を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者(以下「容量提供事業者」という。)を募集するため、次の各号に掲げる入札(以下総称して「容量オークション」という。)を実施する。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要</p>	<p>(電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、<u>一般送配電事業者た</u></p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p>な情報(以下「電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p> <p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の9 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p><u>る会員の供給区域</u>その他必要な情報(以下「電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p> <p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の9 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知)</p> <p>第32条の11 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知)</p> <p>第32条の11 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表)</p> <p>第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱(以下「メインオークション募集要綱」という。)を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量(以下「期待容量」という。)の登録申込みの受付期間</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>二～十一 (略)</p>	<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表)</p> <p>第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱(以下「メインオークション募集要綱」という。)を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の供給力として期待できる容量(以下「期待容量」という。)の登録申込みの受付期間</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>二～十一 (略)</p>
<p>(応札の受付、変更、取消)</p> <p>第32条の16 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(応札の受付、変更、取消)</p> <p>第32条の16 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、<u>FIP電源及びFIT電源</u>に関する情報の提供を求めることができる。</p>
<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報(以下「容量提供事業者情報」という。)を提供する。</p> <p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>	<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報(以下「容量提供事業者情報」という。)を提供する。</p> <p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員への情報提供を行う。</p>
<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 (略)</p>	<p>二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 (略)</p>
<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。</p>	<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。</p>
<p>(実効性テストの実施日程の調整) 第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者」という。)に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>	<p>(実効性テストの実施日程の調整) 第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者等」という。)に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>
<p>(実効性テストの実施日程の報告の受領) 第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。 2 (略)</p>	<p>(実効性テストの実施日程の報告の受領) 第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。 2 (略)</p>
<p>(実効性テスト結果の審査) 第32条の31 (略) 2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(実効性テスト結果の審査) 第32条の31 (略) 2 本機関は、協力一般送配電事業者等に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。</p>
<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。 3 (略)</p>	<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に求めることができる。 3 (略)</p>
<p>(容量確保契約に基づく交付) 第32条の35 (略) 2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>	<p>(容量確保契約に基づく交付) 第32条の35 (略) 2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>
<p>(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 一 (略) 二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合 三・四 (略) 2 (略)</p>	<p>(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 一 (略) 二 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合 三・四 (略) 2 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスの開始) 第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始す</p>	<p>(計画策定プロセスの開始) 第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始す</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>る。</p> <p>一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ (略)</p> <p>二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>る。</p> <p>一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ (略)</p> <p>二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員に通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金(以下「系統設置交付金」という。)を交付する。</p> <p>2 本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。</p> <p>5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。</p>
<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p>

変 更 前 (変更点 <del>に</del> 下線)	変 更 後 (変更点 <del>に</del> 下線)
<p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者(以下、この章において「一般送配電事業者」という。)たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>	<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者等に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者等から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者等から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者等が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者等が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含む。)を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当</p>	<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含む。)を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性につ</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>性について確認し、検討結果が妥当でないとき、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者たる会員の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</p>	<p>いて確認し、検討結果が妥当でないとき、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p>
<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討（以下「再接続検討」という。）を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 本機関は、一般送配電事業者等から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討（以下「再接続検討」という。）を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</p>
<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込み</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者等が特定系統連系希望者から契約申込みを受け</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>を受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>た場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者等に通知する。</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</p> <p>2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。</p>	<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</p> <p>2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。</p>
<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(業務改善)</p> <p>第101条 本機関は、一般送配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>	<p>(業務改善)</p> <p>第101条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>
<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>	<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>
<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況</p>	<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>イ (略) (新設)</p> <p>二 供給区域の需給状況に関する事項 ア 一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況 イ 特定送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 特定卸供給事業者たる会員の電気の供給量及び供給余力に関する状況</p> <p>二 供給区域及び供給地点の需給状況に関する事項 ア 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況 イ 特定送配電事業者たる会員の供給地点の需要及び供給力に関する状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 供給区域の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報(配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 供給地点の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の4第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の4第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員に対しては、指示することができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下、この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下、この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順に</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>指示を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>よらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域に発電設備を有する会員は、<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 発電設備の存する<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の<u>一般送配電事業者たる会員</u>を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号の規定により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号の規定により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請を</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者たる会員への通知)</p> <p>第118条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>	<p>ことができる。</p> <p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員への通知)</p> <p>第118条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>
<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第20章</u>の規定により調停する。</p>	<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第21章</u>の規定により調停する。</p>
<p>(運用容量の設定)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(運用容量の設定)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>からの電気の調達又は他の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数調整に必要なとなる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数調整に必要なとなる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)															
<p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p> <p>五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>		<p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第24条第1項及び法第27条の12の13において準用する法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p> <p>五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>															
<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。</p> <p>一 本機関は、供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該供給区域(以下、この条において「対象供給区域」という。)の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>		<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。</p> <p>一 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>(以下、この条において「対象供給区域」という。)の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>															
<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。</p> <p>2・3 (略)</p>															
<p>別表11-1 作業停止計画の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画 作業 停止</td> <td>年間 計画</td> <td>作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画</td> </tr> <tr> <td>月間 計画</td> <td>年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	内 容	計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画	<p>別表11-1 作業停止計画の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画 作業 停止</td> <td>年間 計画</td> <td>作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、<u>配電事業者たる会員</u>、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画</td> </tr> <tr> <td>月間 計画</td> <td>年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	内 容	計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、 <u>配電事業者たる会員</u> 、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画
種 別	内 容																
計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画															
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画															
種 別	内 容																
計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、 <u>配電事業者たる会員</u> 、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画															
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画															
<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる</p>		<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる</p>															

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表 1 1 - 2 に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表 1 1 - 2 に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第 1 7 5 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(緊急時の対応)</p> <p>第 1 7 5 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>6 本機関は、経済産業大臣に対し<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。</p> <p>7 (略)</p>
<p>(災害等復旧費用の交付業務)</p> <p>第 1 7 6 条の 7 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 2 項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。</p>	<p>(災害等復旧費用の交付業務)</p> <p>第 1 7 6 条の 7 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 2 項第 1 号の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。</p>
<p>(災害等扶助拠出金の積立)</p> <p>第 1 7 6 条の 9 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。</p>	<p>(災害等扶助拠出金の積立)</p> <p>第 1 7 6 条の 9 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。</p>
<p>(災害等扶助交付金の交付対象者)</p> <p>第 1 7 6 条の 1 0 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者<u>及び送電事業者</u>たる会員とする。</p>	<p>(災害等扶助交付金の交付対象者)</p> <p>第 1 7 6 条の 1 0 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員とする。</p>
<p>(指導・勧告の実施)</p> <p>第 1 7 9 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一 第 1 0 5 条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>第 1 9 章</u>の苦情及び相談対応及び<u>第 2 0 章</u>の紛争解決の業務において、必要なとき</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第 7 章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき</p> <p>六 ~ 九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指導・勧告の実施)</p> <p>第 1 7 9 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一 第 1 0 5 条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者<u>若しくは配電事業者</u>たる会員が調整力の確保に努めていないとき</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>第 2 0 章</u>の苦情及び相談対応及び<u>第 2 1 章</u>の紛争解決の業務において、必要なとき</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第 7 章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき</p> <p>六 ~ 九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第 1 8 0 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第 1 8 0 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、<u>下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源</u>の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(新設)	第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等
(新設)	第1節 交付金の交付及び納付金の徴収
(新設)	<p>(供給促進交付金の交付業務)</p> <p>第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)の交付に関する業務を行う。</p> <p>2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者(再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定事業者をいう。以下この条において同じ。)に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</p> <p>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第2項の規定により、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求める。</p>
(新設)	<p>(調整交付金の交付業務)</p> <p>第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者(以下「FIT電気買取事業者」という。)における再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金(再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。)の交付に関する業務を行う。</p> <p>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</p> <p>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第2項の規定により、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、FIT電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。</p>
(新設)	<p>(系統設置交付金の交付業務)</p> <p>第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに限る。)であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対する系統設置交付金の交付に関する業務を行う。</p>
(新設)	<p>(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)</p> <p>第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から、納付金を徴収する。
(新設)	<u>(FIT電気買取事業者に係る納付金の徴収)</u> 第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、FIT電気買取事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。
(新設)	<u>(徴収等業務規程)</u> 第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項の規定により、前2条の納付金の徴収及び交付金の交付の業務（以下「納付金徴収等業務」という。）の実施方法その他の事項について、徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
(新設)	第2節 入札
(新設)	<u>(入札業務)</u> 第180条の8 本機関は、再生可能エネルギー特措法第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行う。
(新設)	<u>(入札業務規程)</u> 第180条の9 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項の規定により、入札業務に関する規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
(新設)	第3節 解体等積立金の管理
(新設)	<u>(積立金管理業務)</u> 第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。
(新設)	<u>(積立金管理業務規程)</u> 第180条の11 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
(新設)	第4節 その他
(新設)	<u>(帳簿)</u> 第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、第15条の16及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。
(新設)	<u>(情報の取扱い)</u> 第180条の13 本機関は、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に係る情報を原則として、秘密情報として適切に取り扱う。
第18章 年次報告書及び調査・研究	第19章 年次報告書及び調査・研究
(年次報告書)	(年次報告書)
第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として	第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として

変 更 前 (変更点到下線)	変 更 後 (変更点到下線)
<p>取りまとめ、公表する。 一～四 (略) 五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な 応じた見直しの内容</p>	<p>取りまとめ、公表する。 一～四 (略) 五 次条の規定による各<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等 の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容</p>
<p>(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等) 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等を もとに、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応 じて見直しを行う。</p>	<p>(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等) 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等を もとに、各<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度 評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>第19章 苦情及び相談</p>	<p>第20章 苦情及び相談</p>
<p>(あっせん・調停への移行) 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じ て、<u>第20章</u>のあっせん・調停の手続について説明する。</p>	<p>(あっせん・調停への移行) 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じ て、<u>第21章</u>のあっせん・調停の手続について説明する。</p>
<p>第20章 紛争解決</p>	<p>第21章 紛争解決</p>
<p>第21章 情報通信技術の活用支援</p>	<p>第22章 情報通信技術の活用支援</p>
<p>第22章 雑則</p>	<p>第23章 雑則</p>
<p>(<u>全国のインバランス集計</u>) 第190条の2 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員か ら、供給区域のインバランス量の提出を受ける。</u> 2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第 5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。</p>	<p>第190条の2 <u>削除</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則(令和 年 月 日) (<u>施行期日</u>) 第1条 本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行す る。</p>

### 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2021年12月22日 ～ 2022年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本変更案（別紙1。以下同じ）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。</li> <li>・意見は0件（2022年1月21日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。</li> </ul>
2022年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。</li> </ul>
2022年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度第4回評議員会により、本変更案を議決。</li> </ul>
2022年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第332回理事会において、本変更案を議決。</li> </ul>
2022年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回通常総会において、本変更案を議決。</li> </ul>

経済産業省

20220301資第11号

令和4年4月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和4年3月1日

経済産業大臣殿

電力広域的運営

理事長 大山

住 所 東京都江東区豊洲1-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容  
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日  
令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由  
電気事業法等の改正に対応するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要  
別紙2のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="806 188 1097 252">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="313 558 896 638">送配電等業務指針</p> <p data-bbox="380 1085 828 1133">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="1803 188 2094 252">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1321 558 1904 638">送配電等業務指針</p> <p data-bbox="1388 1085 1836 1133">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和 年 月 日変更</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この送配電等業務指針(以下「本指針」という。)は、電気事業法(昭和39年法律第170号、以下「法」という。)第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この送配電等業務指針(以下「本指針」という。)は、電気事業法(昭和39年法律第170号、以下「法」という。)第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>
<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。</p>	<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。</p>
<p>(供給区域需要の想定の検証)</p> <p>第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。</p> <p>4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。</p>	<p>(供給区域需要の想定の検証)</p> <p>第5条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。</p>
<p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年2月10日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月10日</p> <p>2 (略)</p>	<p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、発電事業者及び特定卸供給事業者 毎年2月10日</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者 毎年3月10日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u> 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者及び<u>配電事業者</u> 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者の供給先である供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</p> <p>ウ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一般送配電事業者及び<u>配電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項(<u>配電事業者が提出した供給計画にあつては、エを除く。</u>)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>二 発電事業者及び<u>特定卸供給事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者及び<u>特定卸供給事業者</u>の供給先である<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</p> <p>ウ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(需給バランス評価の方法)</p> <p>第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力及び一般送配電事業者の調整力並びに発電事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</p>	<p>(需給バランス評価の方法)</p> <p>第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する<u>一般送配電事業者</u>の供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>の調整力並びに<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u>の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</p>
<p>(マニュアルの遵守等)</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>	<p>(マニュアルの遵守等)</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>
<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p>	<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第7号に定める<u>特定抑制依頼</u>をいう。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>ア～ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>こと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p>	<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p>
<p>(実効性テストの手順)</p> <p>第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、<u>協力一般送配電事業者</u>との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(実効性テストの手順)</p> <p>第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、<u>テスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者</u>(以下「<u>協力一般送配電事業者等</u>」という。)との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(実効性テストの実施の協力)</p> <p>第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(実効性テストの実施の協力)</p> <p>第15条の16 協力一般送配電事業者等は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I T電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める)。</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</p>	<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>F I P電源及びF I T電源</u>該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、<u>F I P電源及びF I T電源</u>の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める)。</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>ア 本機関は、別表 8-4 に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 (週間計画) に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</p> <p>イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>	<p>ア 本機関は、別表 8-4 に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 (週間計画) に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</p> <p>イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>
<p>(一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第 1 6 条 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>	<p>(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第 1 6 条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>
<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全国及び供給区域ごとの需給検証</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア 小売電気事業者等 (全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。) の供給力の確保状況</p> <p>イ 発電事業者 (全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。) の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 危機管理上の需給変動リスク分析</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</p> <p>五 (略)</p>	<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア 小売電気事業者等 (全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。) の供給力の確保状況</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者 (全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。) の発電用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 危機管理上の需給変動リスク分析</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</p> <p>五 (略)</p>
<p>(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)</p> <p>第 2 4 条 一般送配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)</p> <p>第 2 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(調整力の確保)</p> <p>第 2 5 条 一般送配電事業者は、系統運用 (第 1 5 0 条に定める。) に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。</p>	<p>(調整力の確保)</p> <p>第 2 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統運用 (第 1 5 0 条に定める。) に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。	2 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。
(調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。	(調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。
(公募等の実施要綱等の作成) 第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場の取引を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。	(公募等の実施要綱等の作成) 第27条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場からの調達等を実施する場合には、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。
(公募等の手続) 第28条 一般送配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 一般送配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。 3 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。	(公募等の手続) 第28条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。
(調整力の提供に関する契約の締結) 第29条 一般送配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。 2 一般送配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。	(調整力の提供に関する契約の締結) 第29条 一般送配電事業者及び配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者及び配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。 2 一般送配電事業者及び配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。
(公募等の結果の公表) 第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。	(公募等の結果の公表) 第30条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。
(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告) 第30条の2 一般送配電事業者は、供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。	(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告) 第30条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、 <u>一般送配電事業者</u> の供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第9	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者 <u>又は配電事業者</u> 及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知す

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
1条第1項第2号から第3号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。	る。なお、第91条第1項第2号から第3号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。
(新設)	(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。 2 一般送配電事業者又は送電事業者は、前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
(流通設備の整備の検討の開始) 第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)	(流通設備の整備の検討の開始) 第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)
(流通設備の整備計画の策定) 第55条 一般送配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六 (略)	(流通設備の整備計画の策定) 第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六 (略)
(流通設備の整備の完了時期) 第56条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七 (略)	(流通設備の整備の完了時期) 第56条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七 (略)
(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～六 (略) 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八・九 (略)	(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～六 (略) 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者又は配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八・九 (略)
(電力系統の性能に関する基準) 第61条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	(電力系統の性能に関する基準) 第61条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
(設備健全時の基準) 第63条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	(設備健全時の基準) 第63条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一 (略)</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。 イ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者又は配電事業者の定める範囲内に維持されること。 イ (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>	<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>
<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条までの考え方にに基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>	<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第54条から第66条までの考え方にに基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>
<p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>	<p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>
<p>(申込みの窓口)</p> <p>第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。</p> <p>一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者</p> <p>二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の存する供給区域の一般送配電事業者</p>	<p>(申込みの窓口)</p> <p>第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者又は配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。</p> <p>一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者</p> <p>二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者</p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>	<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>
<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</p>	<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</p>
<p>(事前相談の申込みの受付)</p>	<p>(事前相談の申込みの受付)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p><u>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>	<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合 ア・イ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島等系統の場合 ア・イ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>
<p>(事前相談の回答期間)</p> <p>第78条 一般送配電事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</p>	<p>(事前相談の回答期間)</p> <p>第78条 一般送配電事業者等は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、<u>連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する</u>一般送配電事業者に対し、接続検討の要否を確認することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。</p> <p>5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。</p>	<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、一般送配電事業者等に対し、接続検討の要否を確認することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者等は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。</p> <p>5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者等の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	つき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。
<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>
<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第86条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に</p>	<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第86条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>掲げる期間内に行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>に掲げる期間内に行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第5項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>5 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>	<p>込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>
<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>	<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>
<p>(送電系統の暫定的な容量確保)</p> <p>第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保)</p> <p>第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できな</p>	<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者等が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾でき</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>い旨の回答を行った場合 三～六 (略)</p>	<p>ない旨の回答を行った場合 三～六 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第95条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第95条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第96条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第96条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>
<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)</p>	<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第98条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第98条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p>	<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者等が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p>
<p>(連系等の実施)</p> <p>第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。</p>	<p>(連系等の実施)</p> <p>第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者等は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。</p>
<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>
<p>(同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合)</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。</p>	<p>(同一法人である一般送配電事業者等に発電設備等の連系等を希望する場合)</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。</p>
<p>(受付・回答状況の共有)</p> <p>第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(受付・回答状況の共有)</p> <p>第109条 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込み</p>	<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込み</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>を本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</p> <p>第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</p> <p>第113条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 一般送配電事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p>	<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>2 一般送配電事業者は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 一般送配電事業者等は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>4 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p>	<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p>
<p>(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>	<p>(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>
<p>(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合)</p> <p>第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。</p>	<p>(同一法人である一般送配電事業者等の需要設備への電気の供給を行う場合)</p> <p>第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。</p>
<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者等であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	<p><u>けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。以下、この節において同じ。）が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者<del>等</del>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一 一般送配電事業者が、第120条の2の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休業等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>六 一般送配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、第120条の2の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休業等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>六 一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>理由を報告する。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p> <p><u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。</u></p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者及び<u>配電事業者</u>は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び<u>配電事業者</u>は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者等に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p>
<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知す</p>	<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 一般送配電事業者等は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>6 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知す</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>る。</p> <p>7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>する。</p> <p>7 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、再接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者等に対し、再接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>
<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領し</p>	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>た場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>6 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者等は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>6 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の12 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の12 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等へ通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>

変更前(変更点以下線)	変更後(変更点以下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの完了)</p> <p>第123条の5 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者と系統連系希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの完了)</p> <p>第123条の5 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者等と系統連系希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)</p> <p>第123条の6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)</p> <p>第123条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</p> <p>第123条の7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</p> <p>第123条の7 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、業務規程第89条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第89条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p>
<p>(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により</p>	<p>(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者は、この章の規定の適用については前</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)																																																								
<p>公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</p>	<p>項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</p>																																																								
<p>(システムアクセス業務の回答)</p> <p>第132条 一般送配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期にシステムアクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。ただし、システムアクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、システムアクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。</p>	<p>(システムアクセス業務の回答)</p> <p>第132条 一般送配電事業者及び配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期にシステムアクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。ただし、システムアクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、システムアクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。</p>																																																								
<p>(申込み・回答様式)</p> <p>第133条 一般送配電事業者は、本機関が定めたシステムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。</p>	<p>(申込み・回答様式)</p> <p>第133条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が定めたシステムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、再生可能エネルギー電気特指法第2条第5項に規定する特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者及び配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。</p>																																																								
<p>(申込窓口の公表)</p> <p>第134条 一般送配電事業者は、システムアクセス業務及び第72条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。</p>	<p>(申込窓口の公表)</p> <p>第134条 一般送配電事業者及び配電事業者は、システムアクセス業務及び第72条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。</p>																																																								
<p>(系統連系技術要件)</p> <p>第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(系統連系技術要件)</p> <p>第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>																																																								
<p>別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備</p> <table border="1" data-bbox="123 981 1086 1085"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電容量</td> <td>10万kW以上</td> <td>3.5万kW以上</td> <td>10万kW以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上	<p>別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備</p> <table border="1" data-bbox="1131 981 2094 1085"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電容量</td> <td>10万kW以上</td> <td>3.5万kW以上</td> <td>10万kW以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p>	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																								
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																																						
一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																																						
<p>別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等</p> <table border="1" data-bbox="123 1181 1086 1444"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GFの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>GFの幅</td> <td>5%以上</td> <td>8%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±8%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCとLFCを同時に</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上	LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上	EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	EDCとLFCを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上	<p>別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等</p> <table border="1" data-bbox="1131 1181 2094 1444"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GFの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>GFの幅</td> <td>5%以上</td> <td>8%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±8%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCとLFCを同時に</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上	LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上	EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	EDCとLFCを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下																																																						
GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上																																																						
LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上																																																						
EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
EDCとLFCを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上																																																						
一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下																																																						
GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上																																																						
LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上																																																						
EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
EDCとLFCを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上																																																						

変更前 (変更点に下線)				変更後 (変更点に下線)			
行う際の出力変化速度				行う際の出力変化速度			
EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下	EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下
DSS (日間起動停止)	要 (8時間以内)	要 (3.5時間以内)	要 (8時間以内)	DSS (日間起動停止)	要 (8時間以内)	要 (3.5時間以内)	要 (8時間以内)
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)	周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)
出力低下防止	要	要	要	出力低下防止	要	要	要
※ (略)				※ (略)			

別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等

供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上
LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下
DSS (日間起動停止)	—	要(4時間以内)	—
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)

※ (略)

(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)

第135条の2 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。

(本機関の系統アクセス業務等への協力)

第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。

(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)

第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電

別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等

一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上
LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下
DSS (日間起動停止)	—	要(4時間以内)	—
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)

※ (略)

(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)

第135条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。

(本機関の系統アクセス業務等への協力)

第136条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。

(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)

第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>力設備（以下、この条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>持・運用する電力設備（以下、この条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者又は配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 託送供給契約者（<u>配電事業者の供給区域において最終保障供給を行うために配電事業者と託送供給契約を締結する一般送配電事業者を除く。</u>）は、<u>一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は<u>配電事業者</u>との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画（一</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>及び特定送配電事業者は、<u>一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</u></p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画（一</p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p>一般送配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</p> <p>二 (略)</p>	<p>一般送配電事業者又は配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一 一般送配電事業者又は配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</p> <p>二 (略)</p>
<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 需要抑制契約者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 F I T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前の<u>F I T法に定める</u>特定契約を締結している小売電気事業者等であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合  ア (略)  イ 一般送配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合  ア (略)  イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時まで、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>	<p>を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前の<u>再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する</u>特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を<u>一般送配電事業者の供給区域ごとに</u>作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合  ア (略)  イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。<u>ただし、配電事業者が発電計画の値を入力する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が入力することができる。</u></p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合  ア (略)  イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、実需給日の前々日16時まで、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。<u>ただし、配電事業者が妥当性を確認する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が妥当性を確認することができる。</u></p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>
<p>(一般送配電事業者による計画等の提出)  第141条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のF I T電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p>	<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)  第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。<u>ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のF I T電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給地点の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関<u>又は一般送配電事業者</u>から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関<u>及び一般送配電事業者</u>と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>
<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等</p>	<p>第10章 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>の系統運用等</p>
<p>(系統運用業務)</p> <p>第150条 一般送配電事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統運用業務)</p> <p>第150条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統運用上の系統構成の決定)</p> <p>第151条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(系統運用上の系統構成の決定)</p> <p>第151条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第</p>	<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>特定卸供給事業者の電気の供給量及び供給余力に関する状況</u></p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>27条の26第2項において準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。</p>	<p>な供給力(法第27条の26第2項において準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。</p>
<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という)。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という)。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>
<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置)</p> <p>第154条 一般送配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。</p>	<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置)</p> <p>第154条 一般送配電事業者及び配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。</p>
<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という)。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という)。</p> <p>一 (略)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第157条 一般送配電事業者は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第157条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)</p> <p>第158条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。</p> <p>2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者に連絡する。</p>	<p>(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)</p> <p>第158条 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者又は配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者又は配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者又は配電事業者へ連絡する。</p> <p>2 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者又は配電事業者に連絡する。</p>
<p>(周波数の維持)</p> <p>第159条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)</p>	<p>(周波数の維持)</p> <p>第159条 一般送配電事業者及び配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)</p>
<p>(周波数調整の方法)</p> <p>第160条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。</p>	<p>(周波数調整の方法)</p> <p>第160条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。</p>
<p>(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)</p> <p>第161条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)</p> <p>第161条 一般送配電事業者は、翌日の一般送配電事業者の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(短周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第163条 一般送配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>	<p>(短周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第163条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)</p> <p>第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</p>	<p>(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)</p> <p>第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</p>
<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(周波数異常時の発電機の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(周波数異常時の発電機の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第167条 一般送配電事業者及び配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動</p>	<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動</p>
<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)</p>	<p>(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</p>	<p>第172条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</p>
<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、関係する電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、配電事業者及び関係する電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。</p>
<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>	<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>
<p>(緊急時の出力抑制)</p> <p>第176条 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。</p>	<p>(緊急時の出力抑制)</p> <p>第176条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。</p>
<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p>	<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>(長周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時まで、算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(長周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第179条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時まで、算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>
<p>(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)</p> <p>第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定する。</p>	<p>(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)</p> <p>第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定する。</p>
<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。</p>	<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 一般送配電事業者は、供給区域の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者又は配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。</p>
<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>
<p>(電圧調整)</p> <p>第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)</p>	<p>(電圧調整)</p> <p>第186条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。</p>	<p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。</p>
<p>(運用目標値の設定)</p> <p>第187条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(運用目標値の設定)</p> <p>第187条 一般送配電事業者及び配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(異常時の電圧調整)</p> <p>第188条 一般送配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(異常時の電圧調整)</p> <p>第188条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申告書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>	<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申告書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>
<p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。</p>	<p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。</p>
<p>(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)</p> <p>第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。</p>	<p>(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)</p> <p>第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。</p>
<p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の受</p>	<p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を行った場合</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)																												
<p>令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>																												
<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>	<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の<u>一般送配電事業者の</u>供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる<u>一般送配電事業者の</u>供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>																												
<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する<u>一般送配電事業者の</u>供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>																												
<p>(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)</p> <p>第229条 (略)</p> <p>2 電気供給事業者 (一般送配電事業者を除く。<u>この章において、以下同じ。</u>) は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。</p>	<p>(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)</p> <p>第229条 (略)</p> <p>2 電気供給事業者 (<u>配電事業者を含み、</u>一般送配電事業者を除く。<u>以下この章において同じ。</u>) は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。</p>																												
<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>一般送配電事業者の</u>供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>																												
<p>別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)</p> <table border="1" data-bbox="125 1078 1088 1251"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th>月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年12月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年2月中旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	<p>別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1078 2096 1251"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th>月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年12月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年2月中旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																										
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																										
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																											
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																											
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																										
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																										
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																											
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																											
<p>※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。</p> <p>※2 (略)</p>	<p>※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する<u>一般送配電事業者の</u>供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。</p> <p>※2 (略)</p>																												

変更前 (変更点の下線)			変更後 (変更点の下線)		
別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先			別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先		
対象設備	計画提出者	提出先	対象設備	計画提出者	提出先
流通設備の作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する供給区域の一般送配電事業者	流通設備の作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する <u>一般送配電事業者の</u> 供給区域の一般送配電事業者
発電設備の作業停止計画	発電計画提出者	本機関	発電設備の作業停止計画	発電計画提出者	本機関
<p>(作業実施の手続)</p> <p>第243条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。</p> <p>4 (略)</p>			<p>(作業実施の手続)</p> <p>第243条 一般送配電事業者及び<u>配電事業者並びに</u>作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者又は<u>配電事業者</u>と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。</p> <p>3 一般送配電事業者又は<u>配電事業者</u>は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。</p> <p>4 (略)</p>		
<p>(系統情報の公表)</p> <p>第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。</p> <p>2 業務規程第168条第2項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。</p> <p>3 (略)</p>			<p>(系統情報の公表)</p> <p>第245条 一般送配電事業者、送電事業者及び<u>配電事業者</u>は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。</p> <p>2 業務規程第168条第2項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び<u>配電事業者</u>が公表すべき内容については、一般送配電事業者、送電事業者及び<u>配電事業者</u>が公表する。</p> <p>3 (略)</p>		
<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スwitching支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧FIT電源 (FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低圧FIT卒業電源 (FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>			<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スwitching支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧FIT電源 (FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低圧FIT卒業電源 (再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約の実績がある電源で、その特定契約が終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>		
<p>(一般送配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第248条 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</p>			<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第248条 一般送配電事業者及び<u>配電事業者</u>は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</p>		
<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチ</p>			<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチ</p>		

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>ング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>	<p>ング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>
<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>	<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>
<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</p>	<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者又は配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</p>
<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p>	<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一・二 (略)</p> <p>(再点の申込み)</p> <p>第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日(以下「再点日」という。)から託送供給を行うよう申込み(以下「再点申込み」という。)を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(再点の申込み)</p> <p>第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日(以下「再点日」という。)から託送供給を行うよう申込み(以下「再点申込み」という。)を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者又は配電事業者と協議を行うものとする。</p>
<p>(アンペア変更)</p> <p>第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>	<p>(アンペア変更)</p> <p>第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>
<p>(需要者情報変更)</p> <p>第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>	<p>(需要者情報変更)</p> <p>第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>
<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。</p>	<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者又は配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。</p>
<p>(スイッチング支援システムの利用)</p> <p>第264条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</p>	<p>(スイッチング支援システムの利用)</p> <p>第264条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</p>
<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から</p>	<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第262条までの規定は適用しない。	支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。
(災害等扶助交付金の交付申請) 第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。	(災害等扶助交付金の交付申請) 第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。
(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (ただし、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 (略) 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (ただし、離島等における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、 <u>電気事業法施行規則</u> 第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 (略) 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び <u>第27条の12の13</u> において準用する <u>第26条第3項</u> 並びに <u>電気事業法施行規則</u> 第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。
(事業者コード等の申請) 第269条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	(事業者コード等の申請) 第269条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者及び配電事業者に通知する。
(供給区域のインバランス量の提出) 第271条 一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。	(削る)
附則 (平成28年4月1日) (同時同量に関する特別措置) 第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。 2・3 (略) 4 第143条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。 5 (略) 別表1 需給計画の提出	附則 (平成28年4月1日) (同時同量に関する特別措置) 第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、 <u>一般送配電事業者</u> の供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。 2・3 (略) 4 第143条に定める一般送配電事業者又は配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。 5 (略) 別表1 需給計画の提出

変更前 (変更点に下線)						変更後 (変更点に下線)						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日 午前10時</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	
提出内容	需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
別表2 発電計画の提出						別表2 発電計画の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日 午前10時</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	
提出する発電地点別発電計画	各月平休日別の供給電力の最大値及び最小値	各週平休日別の供給電力の最大値及び最小値	<u>日別の供給電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	提出する発電地点別発電計画	各月平休日別の供給電力の最大値及び最小値	各週平休日別の供給電力の最大値及び最小値	<u>本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	
(※1) (略)						(※1) (略)						

附則 (平成29年9月6日)

(更新計画の提出)

第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画(30分単位の断面に限る。)を本機関に提出しなければならない。

一 (略)

二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき

三・四 (略)

附則 (平成29年9月6日)

(更新計画の提出)

第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画(30分単位の断面に限る。)を本機関に提出しなければならない。

一 (略)

二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき

三・四 (略)

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>2 (略)</p> <p>附則 (平成30年6月29日) (発電制約量の調整)</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>附則 (平成30年6月29日) (発電制約量の調整)</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>一般送配電事業者の供給区域の需給状況等</u>に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>附則 (令和2年3月30日) (特定負担更新計画の提出)</p> <p>第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則 (令和2年3月30日) (特定負担更新計画の提出)</p> <p>第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域</u>を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により<u>一般送配電事業者の供給区域</u>を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和 年 月 日) (施行期日)</p> <p>第1条 <u>本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>

### 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2021年6月24日	・経済産業大臣が現行の送配電等業務指針の変更を認可。
2021年12月22日 ～ 2022年1月18日	・業務規程第178条第2項の規定により、本変更案（別紙1。以下同じ。）に対する会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（2022年1月21日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2022年1月31日	・2021年度第4回評議員会により、本変更案を議決。
2022年1月31日	・第332回理事会において、本変更案を議決。
2022年3月1日	・第13回通常総会において、本変更案を報告。

経済産業省

20220401電委第1号  
令和4年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和4年4月1日付け20220301資第10号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20220401電委第2号  
令和4年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和4年4月1日付け20220301資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。